

平成 27 年(レ)第 614 号 慰謝料請求控訴事件

控訴人

被控訴人 小川達夫・吉田卓朗

2015 年 8 月 18 日

東京地方裁判所

民事第 23 部 C い係 御中

控訴理由書

1、事案の概要

本訴訟の請求原因は、立川支部で被控訴人を被告とする個別事件訴訟に対して、被控訴人がそれぞれの訴訟に共謀する証明妨害の数々を犯した、この共同不法行為に基づく立証妨害を八王子簡易裁判所に提訴した事件である。

原告が主張する争点 A は有形偽造、争点 B はプロバイダ責任制限法である。

2013 年 7 月、被控訴人の小川と吉田(以下小川・吉田という)の不実告知から、原告及び原告ホームページが毀損される不利益を被り、この共同不法行為を立川支部に提訴した。

しかし吉田は応訴義務から逃げる送達先隠しをした、補正命令から住所地調査をするも適わず、訴状を小川単体に差し替えて提訴した、共同不法行為で訴えてこそ真相解明に至る事案で立証が脆弱になってしまった。

その後の探索調査から吉田の所在を突き止めたが、吉田は住民登録地を他県に 15 年も置いて、また偽名を使い吉田の当事者資格問題が高裁まで続いた、吉田は極めて怪しい人物である。

三ヶ月遅れで吉田を提訴して弁論の併合申立をしたが却下となり、被告小川は原告の主張立証には反論せず、小川の持論である柏市戸籍改竄事件の主張展開を企て大量な証拠提出をしたところ、二回期で突然に結審された、原告被告共に審理不尽の思いが否めない。

この前訴の被告である小川が提出した答弁書・準備書面及び、控訴審答弁書・準備書面の総ては、吉田が作成して小川書面として陳述された、これが争点 A である。

被控訴人の立証妨害の数々 (認否の留保・出頭拒否・結審後の書面提出等)

	被控訴人・小川		被控訴人・吉田	
一回期	認否の無い答弁書を提出	欠席		欠席
二回期	準備書面1を提出	出席	認否しない答弁書を提出	出席
三回期		欠席		欠席

イ、当事者の攻防の結果に基づいた判断が民事判決と理解している、然るに原審では被告の認否もされないから弁論が成り立たず、また吉田に至っては結審を見計らい同日付けの認否書面の提出をしている。

ロ、原告主張立証に対して、被告側は沈黙してしまい全く弁論が為されず、また裁判官は事件の核心である小川掲示板の管理者は誰かと小川に質問するも、吉田がこれを遮り発言を阻止する訴訟妨害をした。

ハ、陳述された書面は、小川答弁書及び小川準備書面、吉田の答弁書、この三点であるが、**両被告共に認否がされていない**。

また小川の準備書面及び乙号証に於ける主張は、原告主張趣旨とは関係のない自己の戸籍・金融事件に関する書証であり、**争点のはぐらかし**を意図した悪辣なものである。

- 争うならば何を争うかの理由を述べなければならない(単純否認の禁止、規79③)。
- また、争う立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならない(規79④)。

2、原判決の明らかな事実誤認及び、民事訴訟法違反

(1) 争点 A 有形偽造について

第3 当裁判所の判断 **争点A 有形偽造**

1 原告は、被告らが小川訴訟において、被告吉田が被告小川名義を用いて書面を提出し、有印私文書偽造を犯し虚偽の主張をするなど、違法な行為をし、訴訟を妨害したと主張する。

しかし、原告が小川訴訟、吉田訴訟を提起し、被告らが、これに対抗するため相談や協議をしたと考えられ、被告吉田が、被告小川の意に反し、書面を偽造するとは考えがたく、書面の偽造がされたと認めることはできない。また、原告主張の訴訟活動の妨害があったとも認められない。

本件全証拠によっても、原告の主張を認めることはできない。

(1)、争点 A 有形偽造に対する反論 **結審後に提出した吉田書面**

原告は妄想を膨らませているようである。

答弁書と準備書面1は被告小川(以下「小川」という)が持参した下書きをもとに作成したものであり、名義人小川と作成者吉田との人格の同一性に齟齬が生じたとの原告の指摘は誤りである。

従ってその他の原告の主張には理由がない。

訴状の3・4頁で論証しているとおり、前訴小川訴訟の総ての小川書面は、訴外吉田が作成しており、両被告はこれを認めて争いはない。
小川は戸籍改竄事件を一度も家庭裁判所には相談していないと断言している、家裁に相談しないのは、最高裁事務局・市役所が共謀した汚職事件の告発あり、この土地簞奪事件を解明する目的で訴訟提起をした、この裁判傍聴をネットで呼び掛けた。

原判決の、「被告吉田が、被告小川の意に反し、書面を偽造するとは考え難く」とするが、訴状3頁中段、「被告小川を装った吉田の作文」このとおり、かの如く仔細に松戸家裁に何度も相談したと小川書面の作成をしている、小川本人が否定する家裁の相談を判決では認めない。

被控訴人は、本判決から松戸家裁に問合せをしたが、そのような事実も職員もいず総ては事実無根、職員名・日時を挙げての小川書面の記述は、吉田の捏造であり、明確に有印私文書偽造に該当する刑事犯罪である。

吉田は民事再審請求者を偽り市民運動に潜入、この再審請求代理人への支払いとする偽の着手金領収書を証拠提出している。

更に15年も住民票は他県に置き偽名を使う等、前訴では当事者資格問題で紛糾した。請求原因である前訴での吉田の虚偽申告から、立証・反論が阻害されて審理を尽くせぬままに終結された。

以下は、前訴吉田訴訟の判決書からの抜粋であるが、吉田が極めて怪しい人物であると事実認定されている。

被告は、茨城県牛久市による違法な国土調査に基づく不正な裁判（以下「牛久市との裁判」という。）により、土地を奪われたと主張する者であるが、そもそも、被告は氏名や住所を隠し、上記裁判の当事者でない疑惑があり、原告に対し、牛久市や担当裁判官の刑事告訴中であり、民事再審請求を行い、弁護士を依頼した旨の虚偽の事実を告げた。 **立川支部判決書から抜粋**

（２）争点B プロバイダ責任制限法

2 原告は、被告小川が管理する本件掲示板に被告吉田が投稿し、原告の人格攻撃をし、名誉を毀損したと主張する。

かつてインターネット上で原告の実名公表がされたり、誹謗中傷がされたことがあり、本件掲示板の記事（甲22, 23）は、原告を誹謗中傷する内容であるといえる。しかし、これらは、原告から訴訟を提起されるなどして原告と対立する者が、原告がする訴訟活動やインターネット上の言論活動において、同様に非難されるなどしてきたことに対抗して行ったものである。また、被告らが、吉田訴訟や小川訴訟などの原告がする訴訟活動をことさらに妨害するために上記のような活動をしたことを認めるに足りる証拠もない。

したがって、上記をもって被告らが原告の人格権の侵害行為に及び、原告が損害賠償請求ができるものとまで評価することはできない。

本件全証拠によっても、請求原因(2), (3)の事実を認めることはできない。

(2) 争点B プロバイダ責任制限法 強要罪

原告の主張

結審後に提出した吉田書面

インターネット匿名掲示板での吉田に抛る実名暴き・人格攻撃・個人情報流布を争点として提訴した吉田訴訟、この裁判所の判断は、実名を公表したと認める証拠はない。百歩譲って認容するにしても、これは吉田訴訟を提起した11月末迄の出来事である。

原判決は、吉田の原告の個人情報流布の内容は、先に掲示板でされているから吉田に始まったことではないとの趣旨で棄却した。

つまり訴外坪井・訴外北詰らが先にしているのではないか、この掲示板とはデタラメ判決掲示板であり、この巫掲示板に投稿した坪井に始まる、北詰・吉田・小川らの不法行為と、原告の送検事件は一体化したものであると判示している。

被告の原告への誹謗中傷は、訴訟提起からの対抗策としての、誹謗中傷行為と判示するが、原告が提起した請求原因とは、犯罪事実の告発であり、公共の利益に関する摘示である。

司法被害者が連帯する市民運動に、広域暴力団や指を詰めた元市議を発見すれば即ち排除する、そして過去に社会的告発を共にしたことからの、官憲からの被弾圧対策として真相の解明を求めて訴訟提起するのは当然である。

審理中には認否書面も提出せず、巫掲示板・小川掲示板で、原告提起の裁判を口汚く罵り攪乱する、こうした訴訟妨害目的の原告毀損行為と、原告の違法性阻却事由に基づき、犯罪事実の告発は違う。

3 被控訴人に対する法廷尋問は不可欠

以下の三点の”一投稿者”主張は、小川吉田訴訟ではされず沈黙している

吉田の反論

吉田が巫氏から上記の相談を受けたことは事実だが、吉田はそれを断っている。

原告の専用掲示板は吉田が譲り受け、“小川達夫名義の「週刊相場情報掲示板」として公開している”との原告の指摘は、原告の憶測であり見当違いも甚だしい、吉田は週刊相場情報掲示板の一投稿者に過ぎない。

* 吉田の反論

吉田は週刊相場情報掲示板の登録者でも管理者でもなく、吉田は原告のhpの誹謗中傷記事及び複数の掲示板に投稿された原告の悪質な投稿記事に抗議、反論する一投稿者である。

これら総ては、巫・吉田訴訟での主張
同じこの争点を、小川・吉田訴訟では沈黙した

小川吉田訴訟の争点Bを、巫・吉田訴訟の争点Cにすり替えるトリックで誤魔化している

3、争点C プロバイダ責任制限法違反 結審後提出

争点Cに対する吉田の反論

巫・吉田訴訟の吉田書面

争点Bについて、吉田は「週刊相場情報掲示板」の一投稿者である、したがって原告の主張には理由がない。

プロバイダ責任制限法に基づく同じ趣旨の違法行為を、巫・吉田訴訟では争点 C、本訴訟で争点 B としている。

この最大争点の請求趣旨は、小川掲示板の開設・管理者は小川以外の誰なのか、この釈明に対して、本訴訟では小川・吉田共に沈黙して反論しない。

然るに、結審後に提出した巫・吉田訴訟の吉田は上記の如く全面否定をして、また巫も審理中に提出した準備書面で否定をしている。

同一事件に基づく、二件の裁判で同じ請求原因を同じ被告に求釈明をしたところ、かたや沈黙、片や明快に抗弁した、これは一体どうゆうことなのか、この違いに真実が隠されている、控訴審での尋問は不可欠である。

小川に於かれても、小川掲示板の存在は重圧であり、この撤去に向けた努力を強いられている、この幽霊掲示板で間断なく続く、吉田の悪罵罵倒・誹謗中傷・侮辱を阻止するには、吉田を法廷に立たして尋問するしかない。

小川が管理者とする週刊相場情報掲示板に、連続投稿する吉田の記事削除を要請したところ、小川は「当該掲示板は誰か知らない第三者が登録して、この管理も他者が行い操作できる立場にない」
この掲示板には小川も投稿しているが、他の投稿者はなく、吉田の独占状態になっている、小川に管理者責任に基づく是正措置を強く要求したところ、小川は近日中にも警視庁に赴きサイバーポリスに相談するという。
実際に行ったのか、否かは解らないが、小川は三月にネット関連を扱う警視庁刑事部捜査第二課に告訴状を送達している、しかし千葉県警への提出を求められた。
小川は週刊相場情報掲示板の閉鎖を切望して、サイバーポリスに相談をしている、この事実からも、掲示板存続を強要する吉田には強要罪が成立する可能性がある。
小川管理の掲示板の操作も出来ず、閉鎖の権限もないという面妖な小川に対して、掲示板の登録者・管理者を明かすべく、無料掲示板をサービスするプロバイダ宛てに以下の開示請求を行った。

4 結語 プロバイダの回答書の公開

原告・被告の呼称は便宜上からであり、裁判という土俵に上がれば対等である、呼び出しを受けて同意したものの、土俵外で野次り進行妨害をして、三回戦の内、一回しか対戦しない、被告らは終始に逃げ回り裁判にはならなかった。

特記すべきは、当事者主義裁判で結審後に提出した時機に遅れた吉田の主張をそのまま判決書に転載した、不正不当極まる偏頗した原判決は、証拠の採用を意図的に誤っている(大審院昭和3年10月20日判決)

更に、有形偽造に対して「書面を偽造するとは考え難く・・・」この心証で潰した、前訴で勝ち取ったこの事実認定からも、控訴審では公正らしさのある弁論を期待する。

立川支部の小川訴訟判決書から抜粋

(6) 被告の柏市戸籍改ざん事件についての主張は、国家司法との戦いを見せているが、狙いは、確定している民事裁判の相手への恐喝行為である。

プロバイダ責任制限法に基づく回答書が届いている、これを吉田は執拗に公開せよと騒ぐ、この回答書とは、小川掲示板の開設・管理者は誰であるかと求釈明したものでこれが開示されれば争点Bは瞬時に解決する。

巫は、この開設・管理者であることを全面否認、当の小川は沈黙、吉田は結審後の認否書面で全面否認した。

この前訴判決書から裁判所の意図が読み取れる、民事としての最後は巫の法廷尋問に置いている、これに巫は怯えて出廷を拒んでいるのである。

9月15日は吉田・小川の尋問が予定されている、この後の9月30日は巫と吉田の尋問、この二度の吉田の尋問に違いがあれば大変だ、尋問が適えば我が事件としては解決する。

重ねて主張するが、原審では両被控訴人共に認否はしていない、争うとした吉田の書面は結審後の提出である。

立川支部・平成25年(ワ)第3072号事件判決書から抜粋

被告は、インターネット掲示板「デタラメ判決を正す」（以下「本件掲示板」という。）を管理運営する者である。被告は、訴外吉田卓朗（以下「吉田」という。）と旧知であり、訴外小川達夫（以下「小川」という。）が行っている柏市に対する裁判を支援し、被告の開設するホームページに同裁判の資料を掲載している。

(2) 訴外坪井隆作、訴外北詰淳司、小川及び吉田（以下、合わせて「坪井ら」という。）は、2年ほど前から、本件掲示板に、原告を誹謗中傷し、個人情報等を流布する記事を掲載するようになった。

(3) 原告は、被告に対し、これらの記事の削除を要請したが、被告はこれを無視し、2年以上にわたり、本件掲示板に放置し続けている。被告は、直ちに名誉毀損的表現を削除できる立場にあり、上記の各記事は、原告に対する個人攻撃であることが明白に認識できる。

以上

証拠方法

甲第32号証から、甲第35号証まで提出する。

2015年8月18日

控訴人証拠説明書

控訴人

号証	標目	写し	作成者	立証趣旨
甲32	小川が法務大臣宛に提出した指揮権発動要請書から抜粋 2001年8月	写し	小川	戸籍訂正を家裁に相談することなく訴訟提起をした。 これを前訴判決では家裁事件と判示している、この事実。
甲33	控訴人の掲示板で始めて吉田が投稿しての論争 論争 本年8月12日	写し	控訴人 吉田	認否書面も出さず裁判外で騒ぐ吉田に対して論争を求めて、ある件をFAX送信したところ、これに反応した吉田は投稿して論争の押収となった。 この吉田の主張から、控訴理由にするであろうプロバイダの回答書が不安でならない様子が見て取れる。 吉田の主張する小川掲示板の開設管理者とは無関係との証言が極めて怪しい事実。
甲34	小川掲示板に投稿する吉田の記事 本年8月12日	写し	吉田	上記の投稿参加した吉田の狙いは控訴人の実名を挙げての訴訟詐欺者とネット掲載することにある。 吉田のいう 裁判外での解決とは過去もこの先も無い 、吉田の書き込みは犯罪事実の摘示であり、虚偽告訴事件を構成する。
甲35	小川掲示板上の吉田からの侮辱・毀損・中傷記事 原審判決後から8月まで	写し	吉田	弁論・証拠では争えない吉田は小川の掲示板で常軌を逸した狂乱投稿をし続けている。 吉田のいう 司法改革運動とは見せ掛けで、無法者の裁判を騙った事件屋である事実を如実に示している 。 この落書きの内容からも反社会的組織に属する不法者と解る。
甲36	巫・吉田訴訟第1153号 訴訟に提出した結審後の意見書1 6月5日	写し	控訴人	両被控訴人が 結審後の書面提出は陳述されない事を知っており、意図的に結審後の提出をした事実 。
甲37	同じく結審後の意見書2 6月13日	写し	控訴人	小川は自己掲示板の閉鎖に努力していると伝えてきた事実。